

ひとり親家庭医療費助成制度について

対 ①18歳未満の児童を養育している配偶者のいない父または母とその児童

②父母のいない18歳未満の児童

※ただし児童が学校教育法による高等学校などに在籍している場合は18歳の年度末まで継続します ※児童を養育している父または母、もしくは扶養義務者の所得額が一定額以上ある場合、助成対象にはなりません。

内 対象者が医療機関の窓口で支払った医療費(各種医療保険適用による自己負担分)について、同一受診月ごとに1つの世帯の自己負担額を合算して千円を超えた場合に、超えた金額分を助成します。

問 子ども福祉課 子育て支援係
☎24・5375

特別児童扶養手当について

対 身体または精神に中度もしくは重度の障がい(政令別表第3に該当)を有する20歳未満の児童を監護している父母や父母にかわって児童を養育している人 ※受給資格者本人や生計を同じくする扶養義務者などの前年の収入が一定額以上の場合、手当は支給されません ※障がいを事由とした公的年金を受給している場合、手当は支給されません

内 身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を養育する父母などに対しては、特別児童扶養手当が支給されます。▼手当月額 ①1級該当児童一人 51,450円 ②2級該当児童一人 34,270円

問 子ども福祉課 子育て支援係
☎24・5375

ご存知ですか 児童扶養手当

■対象者

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)者)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ①父母の婚姻が解消 ②父または母が死亡
- ③母が婚姻によらないで懐妊 ④父か母の生死が不明
- ⑤父か母が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥父か母が母または父の申し立てによりDV保護命令を受けた
- ⑦父か母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧父か母が政令で定める程度の障がいがある など

■所得制限

受給資格者や同居している扶養義務者(同居の直系血族及び兄弟姉妹)の前年分の所得額が一定の額を超えている場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。所得制限限度額については下表を参考にしてください。

■手当月額

受給資格者が養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められています。

	児童1人のとき	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額
全部支給の場合	42,290円	9,990円	5,990円
一部支給の場合	9,980～42,280円	5,000～9,980円	3,000～5,980円

■所得限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)所得額		扶養義務者所得額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

問 子ども福祉課 子育て支援係 ☎24-5375

ここから下は広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主へお願いします。

エコドライブ、美しい環境とモビリティの楽しさを次世代へ。

※2011年12月発売から2016年12月までのN-BOX シリーズ(N-BOX、N-BOX+、N-BOX SLASH) 国内累計販売台数(全軽自協調べ)

THANK YOU!! N-BOXシリーズ 国内累計販売台数 **100万台**



Honda Cars 福島県央 本宮店
〒969-1165 本宮市本宮字中台21
営業時間 8:30～18:30
定休日 毎週水曜日 **TEL0243-24-8188**

ファミたんカードの更新をお願いします

福島県では、子育て世帯の人が『子育て応援パスポート（ファミたんカード）』を協賛店で提示すればさまざまなサービスを受けられる事業を実施しています。

昨年度から子育て応援パスポートの全国共通展開が始まり、たがいま全国で利用できる新ファミたんカードを配付しています。

保育所、幼稚園、学校などに通うご家庭にはすでに配付しましたが、お子さんが保育所などに通っていない場合や受け取れなかった場合は、『旧ファミたんカード』を持参の上、市役所子ども福祉課か白沢総合支所市民福祉課へおいでください。

対 0歳から18歳以下（18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで）の子どもを持つ世帯

内 ファミたんカードは子ども1人につき1枚配付します。カードを協賛店で提示すると、お店の厚意により割引やプレゼントなど、さまざまなサービスを受けることができます。※ファミたんカードを使用する際は、ご利用の前に必ずサービス内容を確認してください。※ファミたんカード協賛店舗については福島県ウェブサイトをご覧ください
<http://www4.pref.fukushima.jp/angelnet/passport/index.php>

問 子ども福祉課 子育て支援係
 ☎24・5375



今月の乳幼児健診日程

種類	月日	受付時間
3～4カ月児健康診査	4月27日（木）	13:00～13:30
10カ月児健康診査	4月20日（木）	13:00～13:30
1歳6カ月児健康診査	4月19日（水）	13:00～13:30
3歳児健康診査	4月13日（木）	13:00～13:30
親と子の健康相談	4月17日（月）	10:00～11:00

※場所はいずれも「えぽか」です。
 ※健診対象者には、個人通知をお送りします。（すでに受診している人は対象外となります。）
 ※健康相談には「母子健康手帳」をお持ちください。

問 保健課 健康増進係（えぽか内） ☎63-2780

くらし

自動車税の納期限は「5月31日」です

自動車税は、毎年4月1日（午前零時）現在の自動車の所有者（または使用者）に課税される県の税金です。

平成29年度の自動車税納税通知書は、5月8日（月）に福島県各地方振興局から一斉に送付されますので、最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアなどで納期限の5月31日（水）までに納税されますようお願いいたします。

▼変更があったら届け出を
 自動車を譲渡したとき、使用しなくなったとき、住所を移転したときなどは、お早めに運輸支局などで手続きを済ませましょ。

問【自動車税の問い合わせ】

福島県東北地方振興局 県税部 自動車税チーム ☎024・521・2702
 福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階
 【自動車登録事項などの問い合わせ】
 東北運輸局福島運輸支局
 ☎050・5540・2015
 福島市吉倉字吉田54



ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される人は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

お客様“ありがとう”抽選会

毎月抽選で10名様に1,000円分の買い物券が当たります。

今月の当選番号

- 05-305 (鍋田) 06-240 (万世)
- 07-001 (荒町) 08-520 (欠下)
- 09-030 (東町) 09-260 (大榎)
- 12-299 (関根) 14-147 (兼谷平)
- 15-200 (荒井) 16-175 (糠沢)

■今月、買物券の使えるお店は
 ▶呑み食いどころ大和（上町）▶ムラヤマパーカリー（上町）
 ▶山本家（駅前）▶きねや菓子店（下町）
 ▶ヌカザワパーカリー（荒町）です。
 ■買物券は当選者までお届け致します。
 ■ご利用有効期限は本日より5月末日です。
 【みずいろ夢カード】始めました。
 ガス器具類ご購入分押印致します。

Rinnai DELICIA



株式会社 岩城屋商店

本宮字荒町58
 TEL 0243-34-2632